

全建事発第 090 号  
令和 2 年 9 月 15 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会 長 奥 村 太 加 典  
〔公 印 省 略〕

石綿障害予防規則第 3 条 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者  
に係る具体的事項について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

先般、令和 2 年 8 月 25 日付全建事発第 084 号にて石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について通知したところです。

今般、告示第 3 条の規定に基づき、分析調査講習の実施に関し必要な事項を別添のとおり定め、都道府県労働局長あてに通知した旨、別紙のとおり、厚生労働省労働基準局長より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- ・厚生労働省通知文（基発 0901 第 11 号）
- ・別添：厚生労働省通知文（基発 0901 第 10 号）

(担当) 事業部 八重樫

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp